

米軍基地関係特別委員会記録
＜第2号＞

平成20年第4回沖縄県議会（11月定例会）

平成20年12月17日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成20年12月17日 水曜日
開 会 午前10時3分
散 会 午後4時45分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 請願第1号、陳情第36号、第56号、第88号、第89号、第94号、第102号、第132号、第153号から第157号まで、第159号、第167号、第168号、第172号、第173号、第175号の3、第176号、第177号、第181号、第182号、第203号及び第204号
- 2 軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍基地関係諸問題の調査及び対立の樹立（金武町伊芸区での流弾事故について）（追加議題）
- 3 閉会中継続審査（調査）について
- 4 視察調査日程について（追加議題）

出 席 委 員

委 員 長	渡嘉敷	喜代子	さん
副 委 員 長	桑 江	朝千夫	君
委 員	中 川	京 貴	君
委 員	具 志	孝 助	君
委 員	照 屋	大 河	君
委 員	前 田	政 明	君

委員 上原 章 君
委員 山内 末子 さん
委員 新垣 清涼 君
委員 玉城 満 君
委員 玉城 義和 君

委員外議員 なし

欠席委員

吉元 義彦 君

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	上原 昭 君
基地対策課長	又吉 進 君
文化環境部環境企画統括監	友利 弘一 君
教育庁文化課長	千木良 芳 範 君
警察本部刑事部長	日高 清 晴 君
警察本部地域課長	岸本 亮 君

○渡嘉敷喜代子委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

請願第1号、陳情第36号外23件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、文化環境部環境企画統括監、教育庁文化課長及び警察本部刑事部長の出席を求めています。

まず初めに、請願第1号及び陳情第36号外23件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

上原昭知事公室長。

○上原昭知事公室長 ただいま議題となっております、知事公室の所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願は、継続1件、陳情は、継続7件、新規17件となっております。

それでは、処理概要を御説明いたします。

まず、継続審議となっている請願及び陳情8件につきましては、お手元に配布しております請願・陳情説明資料の処理概要の欄に、下線で表示した箇所が変更部分でございますが、大幅な変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の18ページをお開きください。

陳情第153号普天間飛行場の危険性の除去及び早期閉鎖・返還に関する陳情につきましては、処理概要が陳情第102号の1及び2と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、19ページをお開きください。

陳情第154号嘉手納基地から派生する諸問題の解決促進に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 嘉手納基地における航空機騒音防止規制措置を厳に遵守することにつきましては、県はこれまで、嘉手納飛行場周辺の航空機騒音の軽減を図るため、関係市町村と連携しながら、基地周辺地域における騒音測定を継続して実施するとともに、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会や渉外関係主要都道府県知事連絡協議会等を通じ、日米両政府に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用等の騒音軽減措置を求めてきたところであります。

しかしながら、嘉手納飛行場の周辺地域においては、依然として環境基準を超える騒音が発生している状況にあります。

県は、毎年度、航空機騒音測定結果に基づき、日米両政府に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用と、同規制措置の運用状況を周辺市町村等へ報告すること等を求めているところであります。

県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、日米両政府に対し、航空機騒音の軽減を粘り強く働きかけていきたいと考えております。

2 嘉手納基地に特化した使用協定の締結に取り組むことにつきましては、騒音等嘉手納飛行場から派生する諸問題の解決を図るためには、同飛行場の周辺地域の住民や自治体の理解と協力を得ることが不可欠であり、政府は、地元の

要望等を受けて、日米間で協議し、その実現に努めるべきであります。

県としては、地元自治体の対応も見守りながら、日米両政府が使用協定締結に努めるよう、地元市町村と連携していきたいと考えております。

3たび重なる墜落事故を起こし、欠陥機と指摘されるF15戦闘機を即時撤去することにつきましては、平成19年11月2日の米本国でのF15戦闘機墜落事故を受け、米軍は同月4日から25日までの間、予防措置としてF15戦闘機の飛行を停止し、同月26日に飛行を再開しましたが、28日、再度飛行を停止しております。

その後、第18航空団は、細部におわたる徹底した点検を行い、所属の39機については、太平洋空軍司令官の承認を受け飛行可能であるとして、平成20年1月14日に、飛行を再開しております。

また、残りの機体についても、ひび割れの発見された2機を除き、飛行を再開したことを確認しております。

県としましては、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならず、米軍においては、機体の整備・点検を徹底するとともに、訓練の安全管理には万全を期し、県民の生命、生活及び財産へ十分に配慮するべきであると考えております。

次に、21ページをお開きください。

陳情第155号普天間飛行場の危険性の除去及び早期閉鎖・返還を求める陳情につきましては、処理概要が陳情第102号の1及び2と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、22ページをお開きください。

陳情第156号嘉手納飛行場から派生する諸問題の解決促進を求める陳情につきましては、処理概要が陳情第154号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、23ページをお開きください。

陳情第157号米国原子力潜水艦のホワイトビーチ寄港に反対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

県としては、原子力潜水艦の寄港については、最小限にとどめるとともに、安全が確認されない限り、本県に寄港すべきでないと考えております。

なお、原子力潜水艦の安全性の確保に当たっては、日米両政府があらゆる安全対策を講じ、最大限の努力を払うべきものと考えております。

次に、24ページをお開きください。

陳情第159号米軍消火ヘリによる無断取水に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 米軍消火ヘリコプターによる無断取水の原因を徹底解明することにつきましては、米軍に確認したところ、消火活動に際し、日没が近かったため、火災現場から最も近いと判断された水源地から取水したものであるとのことであります。

2 米軍消火体制マニュアルを公表し、再発防止を徹底することにつきましては、当時防衛施設庁は国会の答弁において、米軍は、平成14年から、山火事が発生した場合に、現地の訓練部隊がヘリコプターの出動を要請する体制に改めるとともに、消火活動のためのヘリコプター1機を普天間飛行場に常時確保しているとしております。

県としては、米軍の実弾射撃等に起因する火災について、今後とも、再発防止及び初期消火を含めた迅速かつ的確な消火活動や消火体制の強化を図るよう、日米両政府に対し、あらゆる機会を通じて、強く訴えていきたいと考えております。

次に、25ページをお開きください。

陳情第167号第2次返還特措法の制定に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 基地使用履歴情報の米軍からの情報提供については、駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律第6条及び同法施行令に基づき、返還実施計画を定めて原状回復措置を行う際、国が米軍から情報収集を行うこととなっております。

2 返還前の基地内土壌汚染調査の日本政府による実施と米軍による受け入れについては、返還前に国の責任で返還実施計画を作成し、返還後に汚染物質の調査及び除去等原状回復措置を講ずることになっています。

埋蔵文化財調査については、基本的には地方公共団体が実施することとなっております。

米軍による土壌汚染調査及び埋蔵文化財調査の受け入れについては、駐留軍用地の跡地利用を円滑に進める上で、返還前の基地立入調査を実施し、跡地利用に向けた取り組みに反映していく必要があるものと考えております。

3 返還基地の調査・原状回復期間をカバーするに足る給付金の支給については、駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律で3年間の給付金の支給が定められております。また、沖縄振興特別措置法に大規模跡地給付金及び特定跡地給付金の支給が定められており、給付期間については、跡地ごとに別途政令で定められることとなっていることから、適切な運用を求めていきたいと考えております。

県としては、沖縄振興特別措置法及び沖縄振興計画の総点検を実施する中で、

跡地に関する制度についても、具体的にどのようなものが必要なのか、新たな法制度の制定も含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、26ページをお開きください。

陳情第168号米軍所属セスナ機(C172)墜落事故に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 事故原因を早急に究明し、速やかに公表することにつきましては、県では、今回の事故を重く受けとめ、事故の翌日の10月25日、在日米軍沖縄地域調整官及び嘉手納基地第18航空団司令官に対し、県警察の捜査に協力し、今回の事故原因の徹底究明と公表を行うことなどを強く求めたところであります。

また、11月10日から12日にかけて、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通じ、安全管理の徹底と再発防止策、事故原因の徹底究明、被害に対する十分かつ速やかな補償、日米地位協定の見直し等について、米軍を初め日米両政府に対し、強く要請したところであります。

事故原因については、第18任務支援群司令官から12月12日に説明があり、操縦士の不適切な燃料計画と誤った判断のため、燃料不足に陥った旨が公表されております。

2 嘉手納エアロクラブ所属セスナ機の住民地域上空での飛行を禁止することにつきましては、嘉手納基地渉外部によると、10月24日の事故後から、エアロクラブ所属の飛行機は飛行を停止しており、停止期間は未定であるとのことであります。

12月12日の事故調査結果説明会では、司令官の決定が下され、予防策が設定されるまで、嘉手納エアロクラブの飛行を引き続き中断するとのことであります。

3 地域住民へ与えた損害等については誠意を持って対応することにつきましては、沖縄防衛局によると、11月25日に現地調査を行い、被害範囲をさとうきび畑約3300平方メートル、芋畑約400平方メートルと確認しております。

また、消火剤による土壌への影響については、名護市真喜屋区において専門業者に調査を依頼しており、その結果に基づき、同防衛局において、被害補償の対象となるかどうか検討していくとのことであります。

4 日米地位協定の抜本的な見直しを行うことにつきましては、県は、基地の外における米軍の財産につき、日本国の当局が、搜索、差し押さえまたは検証を行う権利等を行使する旨を日米地位協定に明記すること。あわせて、基地の外における事故現場等の必要な統制は、日本国の当局の主導のもとに行われる旨を明記すること等について、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会や渉外関係主要都道県知事連絡協議会を通じて、日米両政府に要請しているところで

あります。

次に、29ページをお開きください。

陳情第172号嘉手納基地エアロクラブ所属セスナ機墜落事故に関する陳情につきましては、処理概要が陳情第168号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、31ページをお開きください。

陳情第173号米国原子力潜水艦のホワイトビーチ寄港中止に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

県としては、今般、原子力潜水艦が事前通報なく寄港し、地元住民を初め県民に大きな不安を与えたことは、極めて遺憾であると考えており、外務省に対して詳細を明らかにするとともに、地元への連絡通報体制、再発防止の徹底を図るよう強く申し入れたところであります。

次に、32ページをお開きください。

陳情第175号の3第58回婦人大会の宣言・決議の実現方に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 平和な社会実現に向けて日米地位協定を見直し、米軍の綱紀肅正を関係機関・団体等に強く要請することにつきましては、県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米軍や米軍人等の権利義務及び米軍の施設・区域の使用や権利関係を定めている日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。

また、米軍基地に起因する事件・事故は、1件たりともあってはならないと考えており、事件・事故が発生するたびに、米軍を初め関係機関に対し、原因の徹底究明、再発防止及び安全管理の徹底等を強く申し入れてきたところであります。

県としては、今後とも、日米地位協定の見直しについて、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会等と連携しながら粘り強く取り組んでいくとともに、県民の生命、生活及び財産を守る観点から、引き続き隊員の教育の徹底等を強く求め、協力ワーキング・チーム等における協議や調整を通じ、米軍基地の運用に伴う事件・事故の再発防止に向け努力していきたいと考えております。

次に、33ページをお開きください。

陳情第176号米国原子力潜水艦の事前通報なし寄港に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

県としては、今般、原子力潜水艦が事前通報なく寄港し、地元住民を初め県民に大きな不安を与えたことは、極めて遺憾であると考えております。

外務省によると、事前通報がなかった理由は、米側の内部連絡ミスとのこと

であります。県としては、詳細を明らかにするとともに、地元への連絡通報体制、再発防止の徹底を図るよう強く申し入れたところであります。

また、米軍においては、再び連絡ミスがないよう、海軍各部署間で相互に通報の実施を確認し合うこと及び日本政府への伝達後の受領確認による事前通報の最終確認により連絡体制の強化・改善を図るとともに、それを監視する体制も改善したとのことであります。

次に、34ページをお開きください。

陳情第177号米国原子力潜水艦のホワイトビーチ寄港に反対する陳情につきましては、処理概要が陳情第157号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、35ページをお開きください。

陳情第181号米軍所属セスナ機(C172)墜落事故に関する陳情につきましては、処理概要が陳情第168号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、37ページをお開きください。

陳情第182号嘉手納基地エアロクラブ所属セスナ機墜落事故に関する陳情につきましては、処理概要が陳情第168号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、39ページをお開きください。

陳情第203号米軍所属セスナ機(C172)墜落事故に関する陳情につきましては、処理概要が陳情第168号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、41ページをお開きください。

陳情第204号普天間飛行場代替施設(新基地)建設事業等の中止を求める陳情の記の3につきましては、処理概要が陳情第89号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

知事公室の所管に係る請願1件及び陳情24件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、文化環境部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

友利弘一文化環境部環境企画統括監。

○友利弘一環境企画統括監 文化環境部関連の請願及び陳情につきまして、御説明いたします。

初めに、継続審議となっている文化環境部関係の請願1件、陳情2件につきましては、処理方針に変更ありませんので、説明を省略させていただきます。

次に、新規の陳情1件につきまして、処理方針を御説明いたします。

資料の42ページをお開きください。

新規の陳情第204号について、御説明いたします。

陳情者は、沖縄自然を守るネットワーク土田事務所気付ジュゴンネットワーク沖縄土田武信氏であり、件名は普天間飛行場代替施設（新基地）建設事業等の中止を求める陳情となっております。

本陳情の処理方針につきましては、12ページ、陳情第89号の3と同様となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上、文化環境部に係る請願及び陳情処理方針について、御説明いたしました。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 文化環境部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、教育庁文化課長の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

千木良芳範教育庁文化課長。

○千木良芳範文化課長 教育委員会関連の請願及び陳情につきまして処理概要を御説明いたします。

教育委員会関連の請願は1件、陳情は1件で、いずれも継続案件となっております。

資料の7ページをお開きください。

請願第1号の記の6につきましては、前定例会において御説明申し上げた処理概要に変更はございませんので説明は省略させていただきます。

次に、13ページをお開きください。

陳情第89号の記の5につきましても、前定例会において御説明申し上げた処理概要に変更はございませんので説明は省略させていただきます。

以上、教育委員会所管の請願及び陳情につきまして説明いたしました。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 教育庁文化課長の説明は終わりました。

次に、警察本部刑事部長の説明を求めます。

日高清晴刑事部長。

○日高清晴刑事部長 公安委員会関係の陳情となっております、陳情第168号米軍所属セスナ機(C172)墜落事故に関する陳情外4件についての処理方針について御説明いたします。

本件は、本年10月24日午後6時30分ごろ、在沖米軍嘉手納航空基地の米空軍兵が操縦する嘉手納航空基地エアクラブ所属の小型セスナ機が、奄美大島から嘉手納航空基地向け飛行中、名護市真喜屋の上空において、何らかの原因で低空飛行となって電線に接触した後、サトウキビ畑に墜落し、搭乗していた4名のうちパイロット及び同乗者1名が負傷した事案であります。

県警察では、翌10月25日には、墜落現場及び周辺並びに当該セスナ機の外観からの検証を実施し、その後、当該セスナ機の機体の検証について米軍当局に粘り強く申し入れていたところ、11月19日に嘉手納基地内に保管されていた当該セスナ機について米軍当局の同意を得て検証を実施しております。

また、これまでにパイロットや同乗していた米軍人から複数回の事情聴取を行い墜落現場の検証及び事故機の機体の検証についても終えたところであり、12月12日に米軍の事故調査の報告書の提供を受けたところであります。これの分析を含め、事案の解明に向けて必要な捜査を現在継続中であります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 警察本部刑事部長の説明は終わりました。

これより請願及び各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから 重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 陳情第36号のキャンプ・ハンセン内レンジ3射撃場建設の即時中止の関係で質疑いたします。キャンプ・ハンセンのレンジの撤去ということになっていますが、この関連で今回の米軍のものと思われる銃弾の被弾につ

いて、当局のこれまでの対応また説明をお願いいたします。

○上原昭知事公室長 県の対応でございますが、県は去る12月14日午前9時30分ころ、当該事案の発生情報を受けまして、職員を急遽現地に派遣いたしました。状況を確認しております。また翌15日には海兵隊外交政策部に対して、原因の究明について県警察の捜査に協力するとともに、米軍のものであった場合安全対策がなされるまでの間、実弾射撃訓練を中止すること、また本件にかかわらず訓練に当たっては、住民の安全に最大限の配慮をするよう要請をいたしております。

○前田政明委員 キャンプ・ハンセンの都市型戦闘訓練施設を含めてこの撤去というのが求められていて、今回金武町伊芸区での被弾事故が起こっているわけですね。私はこれは非常に関連する問題だなと思っております。この銃弾がどこから飛んできたのかと、私も現場に行っておりますが、キャンプ・ハンセンの危険性というのが非常にはっきりしてきたんじゃないのかなと。そういう面でこの地元の陳情すなわちレンジ4含めて暫定使用を即時中止、解体、撤去すること、それから米軍陸軍射撃訓練場建設を即時中止することと、これは非常に差し迫った問題になっているんじゃないかなと思います。新聞でも報道されてびっくりしたんですが、すごい基地建設が進んでいますよね。私たちは米軍基地関係特別委員会でこの都市型戦闘訓練施設の実態を調査したいと米軍にも県議会として立ち入りを求めているところですけど、知事公室長、改めてこうしてキャンプ・ハンセン、金武町伊芸区域がどんどん航空写真で地元の新聞報道でも明らかなように、すごい強化されていると。これでは安心して高速道路も通れないと。こういう状況が想定されていると思うんですが、こういう状況に対してまずどのような認識をお持ちなんですか。

○上原昭知事公室長 レンジ4につきましては、金武町伊芸区からの強い撤去、移設の申し入れがありまして、現在レンジ16付近で都市型訓練施設の整備を進めておりまして、それに伴いましてレンジ16を移設すると。今3カ所の施設整備が進められていると思います。1つは平成19年度未完成ということで、これは既に完成して提供されているわけですが、あと2施設の整備が進められると。いずれにしても、県としてはこの訓練を行うに際しては、県民の安全に万全を期すよう求めているところがございます。それからレンジ4から移設する都市型訓練施設についても、若干工事がおくれているようでございますが、これについては早期に整備を促進してレンジ4から移設してくれということ

申し入れているところでございます。

○前田政明委員 県警察に聞きたいんですが、今のレンジ4を含めて、銃弾が飛んできたとは考えられないんですか。

○日高清晴刑事部長 現場の状況からして、米軍のものということも考えられるので、現在、これについては捜査中であります。

○前田政明委員 ではこれは後でやるとして、原子力潜水艦ですが、陳情第157号を初めとして出ていますが、これはきょう現在何回目の原子力潜水艦寄港になっているのか。それとそれがふえている理由を皆さんは求めるということでしたから、そこの見解をまずお願いします。

○上原昭知事公室長 回数は41回であります。それから寄港増加の理由でございますが、外務省に照会しましたところ、米軍の運用によるものであるということで、外務省としては承知していないということであります。それから在沖米海軍艦隊活動司令部にも確認いたしました。原子力潜水艦の寄港は運用上の任務となっており、今後寄港が減少するかどうかについては言及することは難しいとのことでもあります。

○前田政明委員 この陳情第157号は10月3日ですが、このときにことしになって30回の寄港となっております。現在41回ですから、わずか2カ月間で10回以上来ていることになるんですよ。これは2週間に1回くらいかな。そういう面で運用上答えられないということになると、これはことし50回にいくかどうかわかりませんが、この2カ月間で陳情が出て県議会でいろいろな決議もしながらやる中で、なお減らないという状況ですね。この陳情以来11回ふえているんですよ。これは知事公室長、このままでいいんですかね。

○上原昭知事公室長 県としてもこのように原子力潜水艦の寄港が増加していることはやはり地元住民を初め県民に大きな不安を与えるものでありますから、可能な限り寄港しないように政府及び米軍に対しても今後とも求めていきたいと考えております。

○前田政明委員 これは本会議でも答えてもらいましたが、トマホーク積載可能艦、ヒロシマ型原子力爆弾の何十倍という面で、核兵器を積んでいる可能性

もあるんですね。それとこの前改良型のやつで自衛隊員が乗っていたもの、これは潜って想定される国に上陸する場合の秘密部隊を降ろす、そういう新たな役割を持っている原子力潜水艦も寄港しているんですよ。だからそういう意味ではこのところは米軍再編によって核戦略の拠点それから隠密部隊、それから空も陸もすべての面でまさに自衛隊と米軍が一体になって、新たな危険な演習や訓練なりを始めたり、また非常に沖縄の米軍基地が、基地の軽減どころかますます強化されていると私は思いますが、ここについては県はどのような認識ですか。

○上原昭知事公室長 強化されているかどうかについては、特に米軍再編と直接関連があるかについては承知いたしておりません。

○前田政明委員 次にいきますけど、やはり非常に無責任というか、もう少しちゃんとして、知事が訪米する場合もこの中身についてしっかりと、こういうことをちゃんと訴えていただきたいということで次へいきます。

陳情第204号の関係ですが、ジュゴンの生息について大変大事なところなんですけど、国際自然保護連合の勧告も3度目になっていますが、このジュゴンの生息も含めて環境アセスメントの中でジュゴンの生態の解明と、これは複数年を要するという形で知事意見もあつたと思うんですが、ジュゴンの生態調査、ジュゴンの問題について県はどのように認識しているのか、そこをまずお願いします。

○友利弘一環境企画統括監 環境影響評価方法書の中でジュゴンに関する知事意見等を述べているわけですが、まだジュゴンの生態等について解明されていない部分があるということで、今委員のおっしゃったとおり複数年の調査を求めているということでございます。

○前田政明委員 その中で国際自然保護連合を含めて2010年国連国際生物多様性年にジュゴンの保護を推進するというので、愛知県で2010年に、2010年国連国際生物多様性年でジュゴン保護ということを中心とした国際会議が名古屋市で行われるといわれています。ますます日本政府の、世界で極めて貴重なジュゴンの生息を確保するという国際的課題として注目を浴びていますが、そういう面で沖縄県の果たす役割というのは大変重要だと思います。この関係ではどのような認識をされていますか。

○友利弘一環境企画統括監 ジュゴンの保護対策と調査については、平成13年から平成17年にかけて環境省のほうが生息状況やえさとなります海藻藻場等の調査を実施しておりまして、現在、環境省におきましては漁業関係者を初めとする地元の理解を得つつということでありまして、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動物種への指定を含めた保護策の検討がなされていると聞いておりまして、私どもも環境省の動向を注視いたしまして、引き続きこれまで行ってまいりました一例えばジュゴン保護に関する漁網による死亡事故を防止するための講習会や会議等もこれまでやってきたところでありますし、普及・啓発用のパンフレット等も作成して取り組んでおりますので、引き続きそういう啓発につきましても取り組んでいきたいと考えております。

○前田政明委員 これまでもそうですけど2008年10月に改めてまた国際自然保護連合の決議として、環境保全と野生動物保護を考慮し、研究者、NGOと協議し、ジュゴン生息地の海兵隊施設建設の環境アセスメントを、すべての選択肢を含めて実施する努力を要請すると。海兵隊施設の建設に起因するジュゴンへの有害な影響を回避あるいは緩和する計画案を作成し、公表することという要請がありますが、これに対して環境省その他からジュゴン法について特別に県に、先ほどの兼ね合いも含めてこういうことをやるべきなんだという特別に沖縄県に対するジュゴン保護のための施策や提案はないんですか。

○友利弘一環境企画統括監 引き続き環境省は漁業者との関係も含めてモニタリングを実施しておりまして、県のほうはそれに協力していくということで、これについてこうなさいとかいうものは特にございません。

○前田政明委員 複数年の調査を求めていると。だから私は事前概況調査を含めて認められないものだと思いますが、皆さんとしてはさっき言った2010年のジュゴンの国際会議、それも日本政府が愛知県で行うということで、ジュゴンの問題というのは極めて重要なので、知事意見にあるジュゴンの複数年調査、実態の問題というのはしっかりと検証していくことが必要だと思いますが、このところだけ改めてもう1回確認しておきたい。

○友利弘一環境企画統括監 環境影響評価方法書に関する知事意見を受けまして、3月14日から環境アセスメント調査に入っておりまして、現在もろもろの調査がなされております。ジュゴンも含めてこれらの調査結果につきましてま

とめられたのが環境影響評価準備書として提出されてくるわけでありまして、私どもといたしましては知事意見に基づいて事業者が選定した調査方法、予測あるいは評価の方法について十分に審査をして、適切な対応をしていきたいと考えております。

○前田政明委員 今後の環境影響評価準備書を含めて、環境アセスメントの手続の流れというのはどうなるんですか。

○友利弘一環境企画統括監 まず条例と法律の2本の事業になるものですから、一般的な流れといたしまして、現在、事業者において環境影響評価がなされている。その調査結果を踏まえての予測それから評価で、必要に応じた環境保全措置というのが加えられまして、これが環境影響評価準備書として提出されてまいります。これについては事業者がどの程度取りまとめに時間を要するのか、ちょっといつとは申し上げられないと思います。

○前田政明委員 ぜひ皆さんの知事意見も含めて、私はそこに基地をつくるべきじゃないと思いますが、改めてそのところはしっかりと対応していただきたいということで終わります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 それでは刑事部長に二、三お聞きします。陳情第168号外ですが、現在の捜査の到達点ですね。具体的に発表できるところはどこまできているのか少し説明していただきたいと思います。

○日高清晴刑事部長 先ほどの陳情処理概要でも申し上げましたが、発生後現場検証をして、それから機体の検証をして、12月12日に米軍から米軍独自の事故調査結果の提供を受けております。現在、その事故調査結果の分析を進めておりまして、県警察としても専門家に鑑定をさせておりますので、その結果を見て最終的な処理をしたいと思っています。

○玉城義和委員 現在、わかっているのはどういう点ですか。具体的に列挙できますか。

○日高清晴刑事部長 これにつきましては現在調査中でありますので、公表することは差し控えたいと思います。

○玉城義和委員 沖縄国際大学の事故を受けて、日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドラインというのができていますね。これは方針等々を見ますとタイトルでわかるように、軍用機に適用されるということになっていきますよね。今回の墜落事件はこのガイドラインに沿って処理されたのでしょうか。

○岸本亮地域課課長 今回の墜落事故の発生当初は、墜落した事故機が合衆国軍用航空機に該当するかについては確認ができておりませんでした。その後米軍のほうから、米空軍に所属する航空機、米軍の財産であるということ、それから搭乗員のほうから嘉手納エアクラブに所属する事故機であるという供述もありましたことから、直ちにガイドラインに適用されるという判断はしなかったものの、ガイドラインに沿った対応をいたしております。

○玉城義和委員 知事公室長、軍用機という定義はどのようなふうにしますか。今度のセスナ機は、県の判断としては軍用機と判断されますか。それともそうでないと判断されますか。

○上原昭知事公室長 軍用機という定義が御質疑にあったんですが、明確にこういうものであるというのがないものですから、正確にお答えすることは難しいかと思いますが、米軍は米軍の財産であると申しておりますので、米軍の財産であるという認識であります。

○玉城義和委員 軍用機というのは専ら戦闘とかそういうものに主として供されるものであって、この飛行機の場合は専らレジャー用とか、あるいは厚生等々に供されていると、我々の調べでも在沖米国総領事館を含めてそういう答えなんですね。これを軍用機とっていくというのは相当無理があるんじゃないですか。県の見解はどうなんですか。

○上原昭知事公室長 ですから軍用機であるかどうかという判断を、県が明確に答えることはちょっと困難であると考えております。

○玉城義和委員 では県警察はどうとらえていますか。

○日高清晴刑事部長 県警察としては、これは軍が所有する飛行機ととらえまして、要するに軍用財産だということで、日米地位協定に基づく処理をしております。

○玉城義和委員 なぜそういうことを聞いているかということ、私も10月24日に墜落したときに現場にずっと朝までいたんですが、処理の仕方はこのガイドラインに沿ってやられているんですね。これは対象が軍用機なんですね。軍用機に限ってこのガイドラインはできているわけです。したがってこのセスナ機が軍用機であると認定するのかそうでないかによっては、全くこの種類が違うわけですね。だから私はこれが軍用機かどうかを聞いているわけで、今のお話は県警察も県当局も、軍の所有であるということはわかるけれども、これは専ら軍事行動に供されるものであるという見解は出ていないわけですね。そうするとそういう見解で今回県警察も含めてこのガイドラインに沿って処置をされているわけですね。ここのところは私は非常に問題が残ったと思うんですね。それはいかがでしょうか。両方に見解を聞きますが、これで果たしてよかったということですか。刑事部長いかがですか。

○日高清晴刑事部長 県警察といたしましては、軍の財産ということを対象に事件処理をしているわけでありまして、軍用機であるかないかということは事件捜査には支障はないということであります。

○上原昭知事公室長 今回の対応について、外務省に照会をいたしたところありますが、外務省によりますとガイドラインに沿った対応を行ったということであります。

○玉城義和委員 私はこれはこれからもきちっとやらなきゃいけないと思いますが、要するに軍の所有であれば全部軍用機という言い方は、私は全然合っていないと思いますね。ほかの所有物を全部調べてみればわかるとおりで、軍が所有しているものは全部軍用機ということになると、これは全く違うだろうと。そうすると軍用機と見るか見ないかによってこのガイドラインを適用するかしないかということ、同時に日米地位協定も含めて全部変わってくるわけですね。刑事部長、私が申し上げているのは、その現場には地域の区長や区の役員の方々、あるいは出身の市議会議員の方もみんないたんですよ。ところが一歩も中に入れない。情報も県警察は提供しない。地域住民は何が起こって

るのかわからないわけですよ、一晩じゅう。地域の人たちは非常に不安で集まってくる。こういう状況はこのガイドラインに沿って処理されているわけです。だから軍用機かどうかということは関係ないとおっしゃいますが、そうではないんですよ。この処理の仕方、情報の提供の仕方そして立入禁止を含めて、全部このガイドラインに沿ってやっているわけだ。だから県警察がこのセスナ機を軍用機と認定してやっているのか、そうでないかというのは非常に大きな問題があるわけですね。認定しないで入っているのであれば、まさに私はその任務としていかななものだったかというのが残るわけですね。だから軍用機であるかどうかというのは関係ないと、我々は事件の処理には関係ないとおっしゃいますが、そうではないということですよ、現場は。これが1つです。もう一つは、事故原因について12月12日に説明があったということですね。ところが飛行機は10月24日に落ちているわけですよ。この間2カ月近くあるわけですね。ところがこのガイドラインによりましてこう書いてあるんです。「手続、通報として、搭載燃料の概算量があったかどうかについては、情報が判明し次第提供しなければならない」と書いています。ところが燃料がなかったと、パイロットの認識不足だったという話が12月12日にしか出ていないわけですよ。この間逆にガイドラインに沿っていないわけですよ、今度は。そこはどうか考えますか、刑事部長。

○日高清晴刑事部長 県警察におきまして、ある程度捜査をして概要がわかった時点で説明していると思います。

○玉城義和委員 県警察も一緒に入って現場捜査しているわけでしょう。そうすると燃料が残っているかないかというのはすぐその場でわかるはずですよ。それは事故原因と非常に関係があるんで、事故原因が12月12日までかかったということは、私は極めて不可思議というか、理解不能だと思うんですよ。だからこのガイドラインによると、燃料が残っているかどうかというのは即情報がわかり次第出さない、報告することと書いてあるんです。これも逆に守られていないということになりますよ、これは。どうですか。

○日高清晴刑事部長 委員がおっしゃるように、現場へ行ってセスナ機が墜落しているのを見て、これが燃料切れかどうかというのは非常に判断が難しいところです。専門家を連れて行ってもどうなのか、持ってきて調べてみないと燃料切れかどうかという判断はつかないと思います。

○玉城義和委員 その飛行機が落ちているところを見て、私も構造はよくわかりませんが、燃料タンクがどういう状況になっているのかというのはわからないことですか。

○日高清晴刑事部長 外部から見て燃料タンクが空なのかどうかというのは、目で見て見えないのでわかりません。飛行機も落ちているし。ガイドラインといいますのは現場における措置でありまして、その危険防止のためにやっているわけでございます。燃料が残っているかどうかということは、現場で出していくというようなものではございません。

○玉城義和委員 当然燃料の概算量というのがあるわけだから、それに基づいて現在の燃料タンクはどうなっているのかということは、当然これは2日間あるわけだから、現地の警察が入っているわけですから、当然私はこれは調べたと思いますね。そのことは当然現場で報告されるか、あるいは県警察として発表されるべきであって、12月12日まで2カ月近く待たないとわからないということではないと思いますね。したがって私が申し上げているのは、都合のいいのはこのガイドラインに沿って、都合の悪いのは逆にガイドラインを無視しているというあり方が行われていると申し上げておきます。

もう1点だけ、このガイドラインについてですが、日本政府側は当該警察と、この事故の場合は名護署ですね、名護署長が管轄をしておりますね。それで私は本会議でもやったんですが、立ち入りの権利及び必要性を有するものに立ち入りは限定されると。この場合には日本側は日本の担当官、つまり名護署長の権限で可能か否かというのが判断されると書いてあるんですね。したがって私は、この現場は名護署長の判断で、当区の区長や市議会議員は当然入れるべきだったと思うんです。ところが情報も提供しないし立ち入りも認めなかったと。こういうことについては私は県警察としてはもう少し地域住民の要請に配慮すべきであったのではないかと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○日高清晴刑事部長 ガイドラインに沿った対応ということではありますが、刑事の側から見れば、墜落現場に一般の方を入れるということは前々から一切やっております。だから今回もそういう現場に入れるということは一切やっております。

○玉城義和委員 これは軍事機密も関係ないわけで、米軍の施設内ならそんなことでいいですよ。ところが落ちた場所は民間地域なんですよね。民間地域で

あつてそこで一切入れませんという話は私は通らないと思うし、であれば逆に県警察のほうは現状をもっとまめに説明するとかいうことが必要だったのではないかと思うんですね。だからこれからも起こり得ることなので、私はこのガイドラインに沿ってやるのであれば、やっぱり必要なことはガイドラインに沿ってちゃんとやるということでない、アメリカの都合のいいことはガイドラインに沿うけれども、そうでないものはガイドラインを無視するという、こういうことでは私は地域住民の安全は守れないと思うんですね。情報を提供してくれと我々は何回も言ったんです。ところが1回もそういう情報は県警察からは出なかったんですね。この辺については何か反省はありませんか。

○日高清晴刑事部長 県警察といたしましては、ガイドラインに沿って対応したということです。

○玉城義和委員 終わりますが、住民から見れば米軍は中の線に入っていて、外の外線は県警察がやっているわけですね。そうすると住民感情からすれば何となく、米軍機が落ちているのに情報も提供しない、中にも入れないというのは、県警察がブロックしているという印象を持つんですね。私はそういう意味では県警察は非常に損だと思えますね。だから沖縄県警察は住民の側に立って物を考えると。住民の側に立って米軍とも交渉するというに立っていただきませんか、何だと、こういう話になると、私は県警察にとっては非常にマイナスイメージが植えつけられると思うんですよ。だからぜひ今後のことについてはよく相談されて、このガイドラインもよく読み込んでいただいて、何が可能なのかということをしつかりと掌握して対応していただきたいということを最後に申し上げておきます。たくさんありますが時間もありませんのでこれで終わりますが、ぜひ県警察についてはそこは今度の事件を教訓にして、地域住民に不安がないように説明責任を果たすということも含めて、ガイドラインを守るなら守る、あるいは改正すべき点があれば改正するという、むしろきちっと主張して、住民の側に立って対応していただきたいということを申し上げておきます。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 一、二点お聞かせ願いたいと思います。先ほどから質疑の中で軍用機とか、軍が所有する飛行機だということも出ていましたが、例えばこ

の飛行機が軍用機とか、そういう軍の飛行機ではなく、民間機の場合、こういった燃料切れ事故というのが発生した場合、どういう行政処分があるのかお聞きしたいと思います。

○日高清晴刑事部長 もちろん民間機の場合は法律の規制はありません。国の事故運用委員会が来て、事故調査もするし、県警察と一緒にあって事故の調査もするし、やはり法律に抵触するのであればその旨捜査して事件として送り込むということになります。

○中川京貴委員 例えば燃料切れで人命を脅かすとか、また地域の皆さんの生命を脅かすような場合には僕は恐らく処分があるだろうなど。理由は、前にも少し触れたんですが、海で燃料切れで遭難した場合には行政処分があります。船に乗っている皆さん方も含めてそういう処分があるんですが、私は恐らく飛行機にもそういった処分があるだろうなど。これは刑事部長、調べておいてください。それともう一つは、先ほど刑事部長が、県警察も専門家の意見をいろいろ聞きながら、違法性がないか調査するという答弁がありました。専門家というのはどういう機関なのか、そして違法性があつた場合どういう処分をするのかお聞かせ願いたいと思います。

○日高清晴刑事部長 専門家といいますのは飛行機の専門家で一般の方でありますので、それ以上は控えさせていただきたいと思います。

○中川京貴委員 違法性が出た場合にはどういった処分があるんですか。

○日高清晴刑事部長 違法性があればもちろん事件捜査をして、事件として立件して送ることになります。

○中川京貴委員 先ほどからいろいろな委員から質疑が出ていたのも、私もある部分は同感な部分があるかなというのは、これは米軍の福利厚生でできているレクリエーション施設なんですよ。過去にも事故が起きているんですよ。私も携わりましたが不時着とか墜落とか、過去はちゃんと道路に着陸した経緯もありまして、僕はこの嘉手納エアロクラブの事故は今後も起こり得ると思っています。なぜかという今ここでしっかり県も、我々議会も、この問題について軍用機なのか福利厚生の一部なのかというのをしっかり位置づけて処分をしないと、それを見過ごすことによってこれからもこういう事故は起こり続け

るだろうなという気持ちでいます。ですからぜひ県として今後の取り組みについてどうやっていくのか、それをそのまま軍用機と見なして日米地位協定の範囲内で見過ごすのか、その辺を今後起こり得るということを、僕は基地があるゆえに必ず起こり得ると思っています。ですからある意味でどこかで規制しなければ、地域住民に説明責任がつかないと思うんですが、この説明をお願いします。

○上原昭知事公室長 今回の事件について軍用機かどうか定義が非常に明確ではないものですから、また場合によっては日本側とアメリカ側でも違うかもしれません。その辺の件についてはもっと研究をして、我々も政府に照会するなり研究をしていきたいと思っております。

○中川京貴委員 ぜひですね、知事公室長、我々自民党がその抗議行動で沖縄防衛局にも行ったときに、やはり答弁を聞いていると、常識的にこれは軍用機ですかとお聞きしましたら、個人的な意見ということでもありましたが、軍用機は無理があるだろうという説明を受けてきました。ですからやはり県としてもしっかりその辺を抗議しないと、今後また起こります。ではどうするか。今後は県民が命を落とすようなことになった場合に、予測されたことだろうという説明は僕はできないと思うんですよ。ぜひ今後の対策として、警察本部も県も一緒になってこのことをやるべきだと。県議会ももちろんですけど、そうしなければ、県民に対する説明責任ができないと思うんですが、最後に答弁いただいてよろしいですか。

○上原昭知事公室長 軍用機であろうとなかろうと、このような航空機事故というのはあってはならないことが起こっているわけですし、やはりそういう運用に関しては万全を尽くす必要があると思いますので、そういった事件、事故が一切起こらないように、もっともっと米軍のほうもしっかりと対策をとって、原因究明から再発防止策、その辺についてきちんと公表するよう求めていきたいと思っております。

○中川京貴委員 ぜひ刑事部長、これは沖縄では米軍基地問題なんですが、全国でこういったセスナ機で墜落事故、燃料切れ事故があると思います。そのときの行政処分がどういったものがあったのか、ぜひ今後資料として把握していただいて、民間人の場合こうだと、米軍は使用協定で何もならないということもはっきり説明できるようにしていただきたいなと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城満委員。

○玉城満委員 26ページなんですけど、陳情第168号の3番なんですけど、県の処理概要の文章なんですけど、地域住民へ与えた損害等については誠意を持って対応することということがありますね。これは沖縄防衛局によるとというくだけりから、最後の、同防衛局において、被害補償の対象となるかどうか検討していくとのことでもあります。これは県は、もし補償されなかったらどうなるんですか。対応しないということですか。補償の対象となるかどうか検討していくことというのは、どうも僕はこれは余りにも、もし補償の対象にならなければどうなるのかということの説明していただけますか。

○上原昭知事公室長 ここで書いてあるのは、消火剤を消防車がまいたわけですね。それが土壌に影響するかどうかというのを今調査しているわけですが、その調査結果を見て被害補償の対象となるかどうかを沖縄防衛局としては検討したいということですので、それは被害者と加害者がいるわけですから、当然双方で話し合われるのではないかと考えております。

○玉城満委員 これは県の処理概要ですよ。県として、例えばこれが対象じゃないということになったら、ちゃんとフォローはするつもりはあるんですか。

○上原昭知事公室長 この辺については名護市も真喜屋区と協力して対応したいということもあります。我々も県として何か求められてやるべきことがあれば、それは適切に対応していきたいと考えております。

○玉城満委員 もう事故が起きて2カ月近くたっているんですから、それはもう対策というのは沖縄防衛局任せにするのではなくて、もう少し急がせるとか、そういうアクションをやっぱりやっていたらいいかなと、もう何事も後手後手という感じが結構陳情の中であるじゃないですか。もう少し県として、この損害賠償に対して、平行して行動しておかないといけないのではないかなというのが僕の意見なんですけど、最後にこの辺をどうなのか。

○上原昭知事公室長 米軍関係の事件、事故というのは結構頻繁に起こっているわけですし、当然被害者と加害者の間では何らかの、民事のことになるのか

ちょっとわかりませんが、対応があると思います。県としてどうするかということについて、県としてやるべきことを求められた場合は県としてもやはり対応する必要があるとは思いますが、そういう事件、事故、交通事故からいろいろございます。我が基地対策課がすべて対応するというのは極めて困難であると考えております。

○**渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○**山内末子委員** 2点お願いいたします。今のことで関連なんですけど、26ページの陳情第168号、沖縄防衛局といたしましては消火剤をまいたことについての補償をどうするかということをおっしゃっていますが、被害者がいて加害者はこれはパイロットですよ。そういった意味での加害者の補償責任ということは一体どういう形で考えていますか。どのような把握をしていますでしょうか。パイロット本人になるのか、あるいはセスナ機が米軍機なのかどうかということも今まだ判断がついていませんけれども、その辺の絡みを少しお願いします。

○**又吉進基地対策課長** 当該事件につきましては、この飛行自体が公務中であったか公務外であったかということで、日米地位協定上で取り扱いが定められていると。今わかりませんが、仮に公務であった場合は日本政府が補償していくと。仮に公務外であった場合は、当然補償責任はパイロット自身にあるという整理でございます。

○**山内末子委員** 公務か、私的だというような、私的で遊びに行ったということはもう明確ですよ。その辺もまだはっきりしていないということですか。

○**又吉進基地対策課長** 政府は国会答弁等で、公務とは思われないという大臣の発言もあるようですが、まだ正式にこれが公務または公務外という取り扱いがなされているとは承知しておりません。

○**山内末子委員** あと1点だけ。9ページ陳情第56号につきまして、民間地域における米軍ヘリコプター演習を即時中止することということで、これは今度の事故とも関連していきますけど、その地域では本当にここ最近すごい、これまでとは違う訓練があると。夜10時、11時近くまで訓練が行われていると。そ

れも低空といっても操縦士の顔が見えるほどの低空だということで、その辺の民間地域を想定して標的にされているという思いがあったということが、この時点であったんですね。で今回の事故の中で、ついに来たかということがあるんです。そういった意味ではこういった陳情があったときに、県といたしましてはその地域の皆さんたちの実情をしっかりと聞いてきて把握をしていたかどうか、県の皆さんがしっかりと地域住民の声を聞いてきたかどうか、その辺お願いします。

○上原昭知事公室長 県としては常に市町村と連携体制をとっておりまして、例えば山火事とかいろいろありますけど、そういう場合も市町村からまず情報が入ってくるわけですし、そういう意味で常日ごろから連携をとって対応を行っているということでもあります。

○山内末子委員 市町村から声を聞くのではなくて、本当に厳格なる態度というのは地域の住民からしっかり聞いてその上で、やっぱり温度差があるんですよ。その生の声というのは市町村の職員が聞く、その市町村の声を県が聞くとなると、生の声を、実態を把握していないということをいわれてもしょうがないと思うんですよ。そういうことを実は地域の住民がきのうおっしゃっていました。そういう声を先に聞いていて、もっと厳正に県のほうも中止を求めていけば、こういった事故というのは起こらないのではないのかという、事故が想定してどんどん大きくなっていきますので、これも要望で、後でやりますのでよろしくお願いします。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部入れかえ)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍基地関

係諸問題の調査及び対策の樹立に係る金武町伊芸区での流弾事故についてを議題に追加することについては、休憩中に御協議をお願いいたします。

意見の一致を見たときは、本件を議題に追加し、諮ることといたします。

休憩いたします。

(休憩中に、金武町伊芸区での流弾事故についてを議題に追加するかどう
うか協議した結果、本件を議題に追加することで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る金武町伊芸区での流弾事故については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

金武町伊芸区での流弾事故についてを議題といたします。

本件について、警察本部刑事部長の説明を求めます。

日高清晴刑事部長。

○日高清晴刑事部長 金武町伊芸で発生しました弾丸ような物による駐車中の乗用車に対するナンバープレート損壊事案について、御説明いたします。

県警察は、本年12月13日午後7時30分ごろ、被害関係者からの通報により本県事案を覚知しております。発生日時については関係者の記憶によりますと、12月10日午後3時20分ごろとのことであります。

県警察では、本件事案を覚知し、所轄石川警察署員を現場派遣したところ、被害者所有の普通乗用車の前部ナンバープレート部分に裂けたような穴(縦4.5センチメートル、横3センチメートル)があいているのを確認するとともに、被害者が既に取り出していた銃頭ような物(長さ約4.5センチメートル、直径約1センチメートル)の提出を受け押収しております。

関係者から事情聴取した結果、12月10日の午後3時20分ごろ、被害者の祖母が、1階駐車場にいたところ、バンという大きな音がしたので音のした方向を見ると、被害車両の前方で煙様なものが舞い上がっているのを目撃したことが

判明しております。

県警察では、押収した弾丸ような物の鑑定を進めるとともに、発生現場が米軍演習場の近くに所在することから、米軍の演習に伴う流弾の可能性も否定できないとの判断のもと、米軍当局に対して照会を行っているところであります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**渡嘉敷喜代子委員長** 警察本部刑事部長の説明は終わりました。

次に、知事公室長の説明を求めます。

上原昭知事公室長。

○**上原昭知事公室長** ただいま議題となっております、金武町伊芸区での流弾事故についての県の対応でございますが、県は、去る12月14日午前9時30分ごろ、当該事案の発生情報を受け、急遽現地に職員を派遣しております。その際、被害関係者からも直接話を伺うなど、状況を確認しております。

また、翌15日には海兵隊外交政策部に対し、原因の究明について、県警察の捜査に協力するとともに、米軍のものであった場合、安全対策がなされるまでの間、実弾射撃訓練を中止すること、また、本件にかかわらず訓練に当たっては、住民の安全に最大限の配慮をするよう要請しております。

○**渡嘉敷喜代子委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

これより金武町伊芸区での流弾事故について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 現場が普通の住宅街で、どこから飛んできたのかなということで大変びっくりしたんですが、うちの嘉陽議員が専門家とっていましたが、この飛んできた角度、それから放物線上の計算で逆算して、大体どの地域から飛んできたであろうということは物理的に計算できるんだよと、県警察にも聞いているけどということでしたが、まず県警察のほうで飛んできた角度その他からして、どういうところから飛んできたというのはちゃんと調べていますか。計算していますか。

○**日高清晴刑事部長** 現在、弾の鑑定とともに飛んできた方向についても鑑定

しているところです。

○前田政明委員 着弾角度だとか細かいことがもしわかりましたら、今お答え願えませんか。

○日高清晴刑事部長 着弾して、後どう飛んでいったかということから、今追求して割り出しておりまして、ちょっと時間がかかると思います。

○前田政明委員 新聞にも出ておりますけど、地域の伊芸区長も、その日は恩納村のレンジ7の演習が非常に激しかったと。自分が体験上思うんですけどということで、それは恩納村から飛んできたのではないかなということ、私もお話ししたら言うておりましたが、その辺のものについて皆さんとしてはどういう状況なんですか。どこから飛んできたかということも含めてちゃんと確定するというのが大事だと思うんですけど、その辺もあわせてどんな状況でしょう。

○日高清晴刑事部長 その飛んできた方向も加味しながら、現在鑑定を進めているところです。

○前田政明委員 きょうの新聞などにもありましたが、この流弾の種類ですね、これは機種というか、どういうもののなんですか。

○日高清晴刑事部長 現在、この弾丸については鑑定しているところであります、すぐ何だと、どの弾だということとは言えない状況です。

○前田政明委員 この流弾の形、長さ、太さは大体どういう。

○日高清晴刑事部長 長さ約4.5センチメートル、直径が大きいところで約1センチメートルです。

○前田政明委員 地元の方も機関砲じゃないのかなと言っていたんですが、きょうの新聞にもありましたが、これはM2重機関銃の場合は、これはインターネットですが、皆さんとしては新聞報道では、発見された銃弾については公表しない考えであると報じられておりますが、この真意は何でしょうか。

○日高清晴刑事部長 この弾丸につきましては、現在、鑑定をしているところ

でありまして、各方面に話を聞かないと特定が難しいということで今のところ公表はできないという状況です。

○前田政明委員 今までだったら普通銃弾なり新聞報道されますよね。こういうのが飛んできたということで、普通今までの場合。そうじゃないんですか。そういう面ではどういう種類の物が飛んできたということは、被害者が皆さんのところに通報して、皆さんは持っているんでしょう。それをなぜマスコミを含めて、こういうものが飛んできたということを公表されないんですか。

○日高清晴刑事部長 これを公表することは将来の捜査に非常に支障になるということから公表できません。

○前田政明委員 捜査の障害になるということはどういうことなんですか。

○日高清晴刑事部長 これは鑑定の上、関係者にも話を聞かないと、すぐどうだということとは言えないからです。

○前田政明委員 皆さんとしてはこういう種類の飛んできた物としては、民間などでは使っていると思われる銃器なんかはあるんですか。

○日高清晴刑事部長 鑑定してみないとはっきり言えないところです。

○前田政明委員 戻りますけど、先ほどの落ちた角度その他から含めて見た場合に、その放物線の計算はできるわけだから、それからすると米軍基地の中から飛んできた物と思われるという理解でいいんですか。

○日高清晴刑事部長 県警察としては、飛んできたところを特定はしていませんが、それを加味して捜査しております。

○前田政明委員 大事なところなんで、ぜひ情報公開をしてしっかり対応していただきたいなど。それからあの状況を見て、あの住宅街の中で、飛んでくる部分というのは非常に限られていると思いますが、皆さんとしてはそういう現場を見て、住民の安全とかそういう立場から、今回の場合はどういう状況を認識していますか。前に大きな家があって、空間というのは限られていますよね。そばに演習場があって、そのすぐそばの家なのかなと僕も思っていたんですが

そうではなくて、普通の住宅街。何メートル道路の中での、前に大きな家があって、両方はほんのわずかな空間ですよ。そういう面では直接来るということはないわけだから。警察としてもああいう状況に飛んでくるそのことに対して私は大変な県民に対する生命の危険や高速道路を含めていつ飛んでくるかわからないという状況になっていると思うんですが、大変な状況なんです。捜査をしていて、そのこのところの地域的な状況についてどう思いますか。

○日高清晴刑事部長 警察でこれはどうと言うことは控えさせていただくんですが、捜査をきちっとさせていただきます。

○前田政明委員 ぜひ早目に真相究明して、当然これは米軍基地から飛んできた物だと思いますので、場合によっては高速道路でも、前みたいに個人タクシーがやられた物と同じような状況ではないのかと。そういう面では高速道路を走ること自体が危ないのではないかという状況もありますし、住宅地でもこれまでも飛んできているわけですし、極めて生命にかかわる問題ですから、やはり情報を公開して、敏速に捜査を進めていただきたいと。それから知事公室長、こういう状況の中で現場の状況からして本当に大変な場所だと思うんですが、現場を見てどのように思っていますか。

○上原昭知事公室長 まだ現場を見ておりませんので、現場も確認したいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 銃弾の件も今鑑定中ということですが、現場の状況からしてどんな可能性があるのかお伺いしたいんですが、レンジ4が一番近いところでありますね。そして弾の鑑定、幾つの可能性があると思いますか。今は米軍の訓練中に起きたものなのか、あるいは米軍のいたずらによって起きたものか、あるいは民間人によって起きたものか、幾つかの可能性があって、どういう可能性が強いと思われませんか。

○日高清晴刑事部長 これは訓練中なのかいたずらなのかということですが、これについては現在のところどうだとすぐ言える状況ではございません。

○桑江朝千夫委員 我々はこれから現場に行くと思いますが、意見書提出に向けて動く可能性があるわけですね。これは大事なところで、どういった可能性があるかと。弾の鑑定はまだでしょうけども、現場の状況ですよ。民間の車に被弾をした。果たして民間地の中で民間人、我々ウチナーンチュがこんなことができるのか、こういういたずらができるのか、そこから見てもどういった可能性はあるか、どういった可能性が強いかということも全く言えませんか。

○日高清晴刑事部長 先ほどもお話に出たんですが、現場のすぐ向かいに2階建てがあると。それからすると非常に高いところから飛んできたんじゃないかという程度はわかると思います。

○桑江朝千夫委員 新聞を資料として読むと、400メートル離れたレンジ4からの流弾の可能性もあると見ていいわけですね。強くあると見ていいんですか。

○日高清晴刑事部長 現場から米軍基地のフェンスまで約300メートルありまして、これはそうではないとは言えない状況です。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、金武町伊芸区での流弾事故についての質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

請願及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

請願及び陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願1件、陳情8件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました請願及び陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された請願及び陳情等の処理はすべて終了いたしました。

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る金武町伊芸区での流弾事故についての審査の参考とするため、視察調査日程についてを議題とするかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

意見の一致を見たときは、本件を議題に追加し、諮ることといたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察調査日程についてを議題に追加するかどうか協議した結果、本件を議題に追加することで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

視察調査日程については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

視察調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察調査日程について協議した結果、案のとおり実施することで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察調査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおり決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、委員派遣の日程、場所、目的及び経費等の詳細な事項及びその手続につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 4 時12分

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

先ほど、審査した金武町伊芸区での流弾事故については、議員提出議案として、意見書等を提出するかどうかについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書及び抗議決議を提出するかどうか及び文案・提出方法等について協議した結果、意見書及び抗議決議を提出することで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

議員提出議案としての金武町伊芸区での流弾事故に関する意見書及び同抗議決議の提出及び文案等については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 渡嘉敷喜代子